

行政データの利活用に関する有識者会議

中間報告書

令和4年9月

神戸市 企画調整局

1 会議開催の経緯と趣旨

内閣府において令和3年9月にデジタル庁が発足するなど、社会の発展のためにデータ利活用が必須となる中で、神戸市においても行政データ^{※1}に基づいて有効な政策を形成し、実行していくことは市民サービスの質の向上の観点から不可欠である。この点、行政データの積極的な活用については、総務省が令和元年5月に公表している「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 2.0」にも掲載されているが、具体的な活用方法などについては示されていない。そこで地方自治体における行政データの利活用について、どのような活用策があるのか、神戸市個人情報保護条例に規定された適切な手続きを行い、また神戸市情報セキュリティポリシーを踏まえた上であることは言うまでもないが、あるべき行政データの活用の仕方について検討を進めていく必要がある。

神戸市では活用の1つの方法として、統計加工後の行政データをダッシュボード^{※2}化し、まずは他都市の事例にもあるように住基データなどのデータを令和4年6月1日から職員間で共有することを開始した。このダッシュボードは、わかり易く地域の状況が可視化されるなど政策立案に有用であると考えられるが、今後、その数や種類を増やしていくにあたって、現段階で懸念される論点がいくつかある。その懸念される論点の1つである税データや健康データなど、取り扱いに細心の注意を要するセンシティブ^{※3}データに該当する恐れのある行政データについて、法令上はその取り扱いに問題がなくても、運用面、例えば取り扱う際の判断基準や活用方法など、有識者の先生方の意見をいただきながら、慎重に議論をしたうえで取組を進めていきたいと考えており、このたび6名の有識者からなる有識者会議を発足した。

また、地方自治体として、オープンデータ^{※4}についても取組を推進していく必要があるが、何をどこまでオープンデータとして公開すべきか、その公開基準などについてもこの有識者会議でご意見をいただき、取組の参考としていきたい。

今回、これまでの有識者会議における議論とその議論を踏まえた神戸市の対応について、中間報告としてまとめる。

2 有識者会議の設置

(1) 名称

行政データの利活用に関する有識者会議

(2) 期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

(3) 委員（敬称略・50音順）

武庫川女子大学 経営学部 教授	◎金崎 健太郎
和輝法律事務所 弁護士	榊原 和穂
国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 准教授	櫻井 美穂子
一般社団法人リンクデータ 代表理事	下山 紗代子
関西大学 社会安全学部・大学院 社会安全研究科 教授	高野 一彦
兵庫県立大学大学院 情報科学研究科 教授	竹村 匡正

◎は会長

3 論点

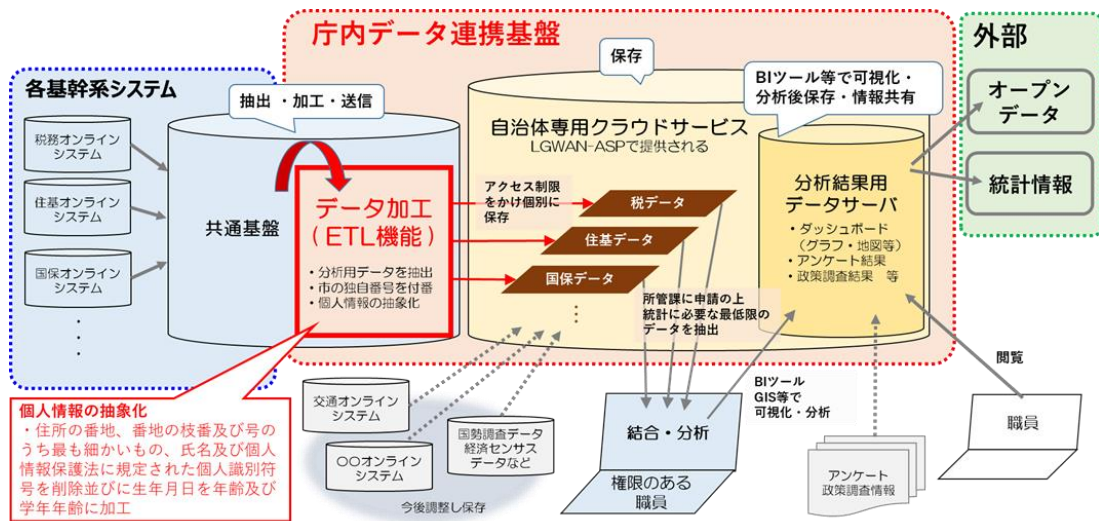
(1) (論点①) 庁内における行政データの利活用について

- ①ダッシュボードを共有する際の基準について
- ②基準に基づく運用について

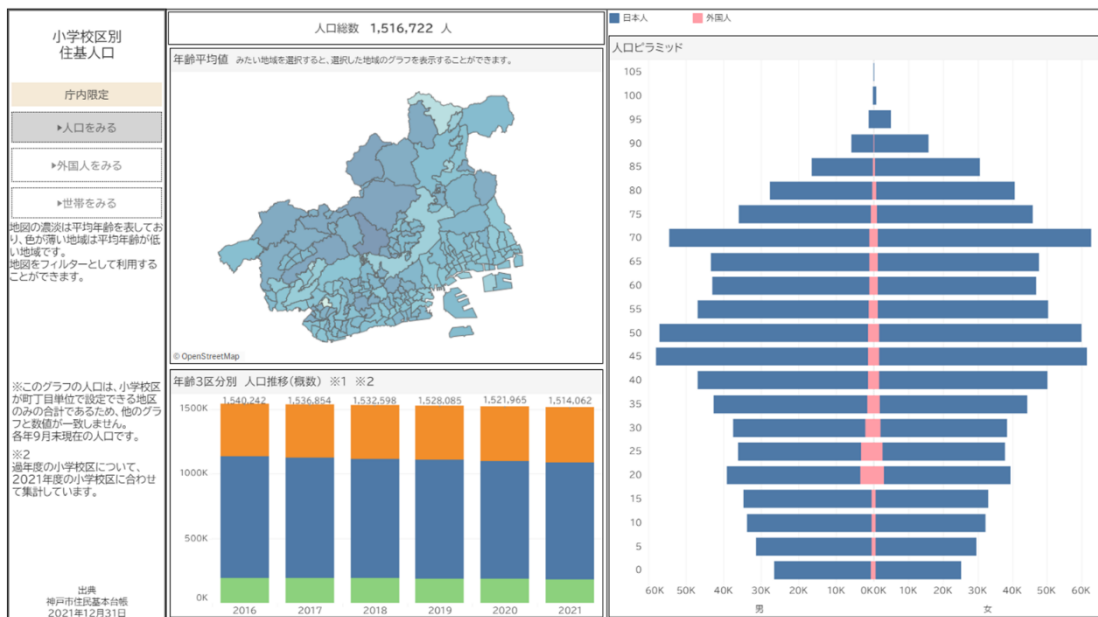
(2) (論点②) オープンデータについて

- ①オープンデータとして公開する際の基準について
- ②基準に基づく運用について

(図1) 庁内データ連携基盤の全体イメージ ※第1回会議資料より



(図2) 庁内で共有するダッシュボードの例 ※第1回会議資料より



(図3) 各論点の対象となっている「データの内容」などの整理 ※第2回会議資料より

			論点①の対象	論点②の対象
	基幹系システム	庁内データ連携基盤 データレイク	庁内データ連携基盤 Tableau サーバ	オープンデータ
データの 内容	RAW データ	抽象加工データ ^{※5} (仮名加工情報)	統計加工データ ^{※6} (統計情報)	統計加工データ (統計情報)
			秘匿化 ^{※7} されていない データも含む	秘匿化
共有形態	—	—	ダッシュボード	2次利用可能な データ
個人情報 かどうか	個人情報	個人情報	個人情報ではない	個人情報ではない
アクセス権 ^{※8}	—	権限のある職員	職員 (守秘義務ある)	市民等
環境	LGWAN 環境 ^{※9}		LGWAN 環境	インターネット環境

(図4) ダッシュボード作成に用いる元データのレベルについての整理 ※第3回会議資料より

元データレベル	元データ(蓄積データ)の種類	元データの状態
元データ取扱 レベル①	オープンデータ、センサーデータなど	統計加工データ
元データ取扱 レベル②	(個人が特定された場合の影響度が小さいデータ) 住基データ、建築確認申請など	抽象加工データ 個票
元データ取扱 レベル③	(個人が特定された場合の影響度が大きいデータ) 税データ、生活保護データ、就学援助データなど	抽象加工データ 個票
元データ取扱 レベル④	要配慮個人情報 ^{※10} を含むデータなど	抽象加工データ 個票

(図5) 庁内共有基準検討の際のデータレベルの整理 ※第3回会議資料より

元データ		ダッシュボード(統計加工データ)			
元データレベル	元データ(蓄積データ)の種類	共有の判断	エリアの 粒度 [※]	職員 閲覧	閲覧権限レベル
元データ取扱 レベル①	オープンデータ センサーデータなど	—	区別より 小さい	○	閲覧権限レベル① (外部公開可)
元データ取扱 レベル②	住基データ 建築確認申請など	—	区別より 小さい	○	閲覧権限レベル② (全職員閲覧可)
元データ取扱 レベル③	税データ 生活保護データ 就学援助データなど	センシティブ ではない [※]	区別より 小さい	○	閲覧権限レベル③ (個別対応)
		センシティブ である恐れ [※]	区別 より 小さい	×	
元データ取扱 レベル④	要配慮個人情報 を含むデータなど	—	—	×	

※明らかに「偏見の惹起に繋がるリスク、市民の権利利益が害されるリスク」が考えられないものが、「センシティブではない」に該当し、それ以外は「センシティブの恐れ」と判断する。

※エリアの粒度の「区より小さい」には、「小学校区別」「町丁目別」などがある。

4 神戸市の各論点についての対応

有識者会議の議論（後述の「5 論点における委員の主な意見」を参照）を踏まえ、神戸市の各論点についての対応を下記のとおりとする。

（1）（論点①）庁内における行政データの利活用について

①ダッシュボードを共有する際の基準について

ダッシュボードの庁内共有については、当面の間、下記の基準に従い運用する。

ダッシュボード加工前のデータ（元データ）を基準として、分類した別表中「元データ取扱レベル①から④」に従い、レベル①②については個人を容易に特定できないことを前提に、粒度の別なく職員間で共有可、レベル④については共有不可とする。

レベル③については、個人が特定されないように加工したダッシュボードを基準に、明らかに「偏見の惹起に繋がるリスク、市民の権利利益が害されるリスク」が考えられないものについては、レベル①②と同様に粒度の別なく職員間の共有可、恐れがある場合は不可とする。

レベル③については、不可とした場合であったとしても、区別であれば職員間の共有を可とする。

②基準に基づく運用について

上記共有の判断は、データ所管課と企画調整局政策課が協議の上行う。

上記の基準に従い、職員間の共有を行ったが事後的に問題が発生したと認められる場合、一旦共有を休止し、データ所管課、企画調整局政策課、複数の有識者で協議を行い、再度職員間の共有を可とするか不可とするかについて判断する。

（別表）

元データレベル	元データ（蓄積データ）の種類	元データの状態
元データ取扱レベル①	オープンデータ、センサーデータなど	統計加工データ
元データ取扱レベル②	（個人が特定された場合の影響度が小さいデータ） 住基データ、建築確認申請など	抽象加工データ 個票
元データ取扱レベル③	（個人が特定された場合の影響度が大きいデータ） 税データ、生活保護データ、就学援助データなど	抽象加工データ 個票
元データ取扱レベル④	要配慮個人情報を含むデータなど	抽象加工データ 個票

（2）（論点②）オープンデータについて

①オープンデータとして公開する際の基準について

個人情報から作成した統計情報を外部に公開する場合は、統計情報ごとに国の基幹統計の秘匿基準を参考に秘匿し、公開する。

②基準に基づく運用について

オープンデータとする判断は、データ所管課と企画調整局政策課が協議の上行う。

外部への公開後、問題が生じた場合、一旦公開を休止し、データ所管課、企画調整局政策課、複数の有識者で協議を行い、改めて判断を行う。

(3) 基準等の見直し

(1) と (2) に定めた基準等に従い運用の上、令和5年2月頃に開催を予定している第4回有識者会議でその運用経過などを報告し、委員の意見交換を参考にした上で、必要に応じて基準の見直しを行うこととする。その後は、1年に1回年度末を目途に、基準の見直しを行うこととする。

5 論点における委員の主な意見

(1) (論点①) 庁内における行政データの利活用について

①ダッシュボードを共有する際の基準について

(ア)住基データなどのダッシュボードの共有（元データ取扱レベル②、閲覧権限レベル②）

- ・ 住基情報については、国勢調査の情報が、i)国籍や在留資格が区で1人でも公開されていること、ii)神戸市では、従来から町丁目別に1歳階級別で男女別の人口を庁外に公開しており、町丁目別の男女別合計人口が6以下にならない限り秘匿していないこと、iii)渋谷区では、住基の生データを全職員が分析できるよう運用していることなどを踏まえると、集計エリアの粒度が小学校区別であれば、統計情報を秘匿化までせずに庁内共有しても問題ないと考えられる。
- ・ 住基情報については、集計エリアの粒度が町丁目別の統計情報でも庁内ではできる限り共有すべきである。

(イ)内容がセンシティブではないと企画調整局政策課等が判断したダッシュボードの共有（元データ取扱レベル③、閲覧権限レベル②）

- ・ 税データに基づくダッシュボードであっても、「固定資産税の納税開始時期の集計結果」や「共働き率」、法人が特定できないよう配慮したうえでの「法人市民税の集計結果」などは、センシティブではない情報であり、庁内共有をしても内容的に問題はないと考えられる。
- ・ 国勢調査の個票自体は、慎重に取り扱う必要があり、クロス集計^{※11}の結果が3未満は秘匿処理が必要とされるなど、国の統計局が指定する運用面での取り扱いが厳しいが、統計情報としてのセンシティブ性は低く庁内共有をしても内容的に問題はないと考えられる。
- ・ 国勢調査などのデータは、センシティブ性が低く、ポイントは照合の容易性^{※12}の排除であり、集計エリアの粒度が小さくなるほど、秘匿処理の必要性が高まり、必要な作業が増えてしまうところに課題がある。

(ウ)内容がセンシティブの恐れがあると企画調整局政策課等が判断した集計エリアの粒度が区別のダッシュボードの共有（元データ取扱レベル③、閲覧権限レベル②）

- ・ 要配慮個人情報ではない税データなどで作成されたダッシュボードは、職員間で共有するかどうかについて、当面企画調整局政策課等が個別判断することだが、一見センシティブと思えるものでも、集計エリアの粒度が区別であれば統計情報として広く市民に公開されているものも多く、個人が特定されるリスクはほぼないので、庁内共有であれば問題ないと考えられる。
- ・ 所得情報についても、高額所得者などを配慮して集計すれば、個人が特定されるリスクがほぼなく、生活保護受給世帯数は、区別集計であれば各自治体が公開しているほか、所得情報は民間住宅情報サイトで区別の推計平均値が公開されていることなどを踏まえると、集計エリアの粒度が区別であれば庁内共有は問題ないと考えられる。

- ・ 政策立案に使うには、集計エリアの粒度が区別ではエリアが広すぎるが、職員に対してデータの存在やこういった集計や分析が可能だと示すことには意味がある。
- ・ 政策立案を行ううえで、詳細なエリアの特性を知ることが重要であり、できるだけ区より小さい集計エリアの粒度で、広く庁内共有する方向で考えた方が良い。

(工)内容がセンシティブの恐れがあると企画調整局政策課等が判断した集計エリアの粒度が区より小さいエリアのダッシュボードの共有（元データ取扱レベル③、閲覧権限レベル③）

- ・ 例えば、税データに関しては、地方税法第 22 条があり、全国的に税データが慎重に扱われている状況で、統計情報から個人が特定された場合のリスクは大きい。今後、集計エリアの粒度が小学校区別のダッシュボードを共有していく場合に、東京大学政策評価研究教育センター（CREPE）が行った「EBPM 推進のための自治体税務データ活用プロジェクト（以下「東京大学 EBPM プロジェクト」という。）の方法を参考に個票データを匿名加工してから統計情報に加工すれば、個人を特定されるリスクがかなり低くなるのではないかと判断はある。
- ・ 元データを東京大学 EBPM プロジェクトの方法を参考に匿名加工してから使用すれば、個人情報保護法の観点からは、もはや個人情報ではないという点で問題がなくなるが、統計情報に誤差が生じるし、抜き取りであれば再現性もなくなり扱いにくくなる。庁内利用でそこまでする必要はあるのかと思うが、匿名加工して個人情報を取り扱うといったリスクをなくすという判断はある。
- ・ 年齢層や所得の幅を広くするなどの工夫を行いできるだけ個票をそのまま集計した方が良い。
- ・ 個人が特定できないレベルで統計処理ができるのであれば、地域特性がより精緻に分かる集計エリアの粒度が小学校区別のデータは、むしろ政策形成に有用であり、積極的に共有すべきである。
- ・ エリアを一定の区画のメッシュ単位で表現する方法も有効である。小学校区などのように境界線が変わらないので、毎年度のデータの連続性が担保できる。会津若松市が実施しているように、住民の居住地を緯度・経度で管理できるようになれば作成が可能になる。
- ・ ダッシュボードを職員間で共有するうえで、グラフを正しく読める研修が重要である。相関と因果関係の違い、中央値と平均値の違いなどの統計上の基礎知識と、実際のデータを見たときに、裏側に何ががあるのかを解釈する訓練が必要である。
- ・ 元データ取扱レベル③、閲覧権限レベル③のセンシティブ性については、独自に定義した方が良いのではないかと判断はある。
- ・ 多くの個人情報に基づくダッシュボードは、閲覧権限レベル③も含むセンシティブ性に基づく共有範囲や共有内容の是非について、当面個別に判断していくしかないと考えられる。

(オ)要配慮個人情報に基づくダッシュボードの共有（元データ取扱レベル④、閲覧権限レベル③）

- ・ 要配慮個人情報は、犯罪歴や病歴、人種（国籍ではない）など明らかにセンシティブであり、広く共有しないことは当然として、個別対応でも分析する機会は、ほぼないのではないかと判断はある。
- ・ 個人情報保護法上の要配慮個人情報と行政が判断するセンシティブな情報は、必ずしも一致しない。

②基準に基づく運用について

- ・ 庁内でダッシュボードを共有するシステム側で、ダッシュボードへのアクセス権やアクセスログ^{※13}の管理などのコントロールを徹底することが重要で、それが確保できれば庁内で共有することについての問題はなくなるのではないか。システムでのコントロールの確保が、行政データの利活用について、市民に対するしっかりとした説明にもなる。
- ・ 今後よりセンシティブなダッシュボードを共有するうえで、アクセスログが管理できる仕組みは必須と考える。
- ・ ダッシュボードへのアクセス権を管理できるようにしたうえで、データリテラシー^{※14}のレベルやセキュリティの研修の受講とアクセス権の付与を連動させて管理できると良い。
- ・ 神戸市個人情報保護条例では、統計情報作成のための個人情報の利用は、改めて手続きをするまでもなく類型答申ですでに認められている。また改正された個人情報保護法でも個人情報についての統計利用等は、例外として明文上認められている。庁内の運用面では、個別にデータ利用課がデータ所管課にデータ利用申請を提出し、承諾を得たうえでデータを利用するルールとなっており、この点についても運用上の問題はない。
- ・ 政策形成のためにそのデータを使って良いのかをデータ所管課のみで判断するとなると、閲覧権限の範囲や個人情報を使う妥当性の判断が難しく、利用承認に慎重になることが懸念される。一方で倫理委員会のような第三者を入れて行う仕組みは、様々なコストがかかる。ダッシュボードを作る際、共有の可否も含めデータ所管課の許可を取って企画調整局政策課で作成する方法がうまくいっているのであれば、運用の仕方としてそれで良いと思う。
- ・ 一連のダッシュボードの作成や共有に関する議論は、理解しておくべき細かな内容が多く、現在推進している職員が異動しても、後任が判断できるようにしておく必要がある。
- ・ 今回議論したダッシュボードの庁内共有基準を見直すタイミング、見直しをどうするのか、例えば年に1回程度見直す機会を作るなど、計画しておいた方が良い。
- ・ 行政データの利活用についてのルールを作る目的は、EBPM^{※15}の推進などで将来的なサービスを作っていくことにある。それを実行していくためには、職員の意識やダッシュボードがセンシティブかどうかも含めて、研修と連動させていくという話が大切だと思う。

(2) (論点②) オープンデータについて

①オープンデータとして公開する際の基準について

- ・ 個人情報から作成した統計情報は、オープンデータとしてできる限り市民に公開していくべき。また、生データを扱う技術を持っていない市民に対してもダッシュボードとして公開することで、市民がより簡単にデータへアプローチできるようになる。
- ・ 国の基幹統計は、調査ごとに秘匿化する基準を決めているのでそれに合わせて神戸市についても秘匿化する基準を決定するのが良い。
- ・ 医療分野では、病院ごとにどの手術を行ったかを国が大胆に公開しており、どの地域でその病気が多いかがある程度推察できてしまう。地域性が分かるデータであったとしても、統計情報であれば、出していけるのではないか。

②基準に基づく運用について

- ・ オープンデータとして外に出していくときの判断のプロセスを決めておいた方が良い。
- ・ 思いもよらぬ直接的被害を受ける人たちをどのように保護するかは考えておく必要がある。窓口を作るとか、第三者委員会を開かなくていいように常設で第三者機関を設けておくことが必要と考える。
- ・ 架空のリスクばかりで新しい価値を創出する可能性を狭めてしまうのはよくない。基本的にはオープンにする方針で、懸念される事故が起きたときにどういった対処をするのかを考えた方が良い。何かあったときに平常にすぐ戻ることを考えておくことが重要である。
- ・ オープンデータにしたとき、通報窓口や審査会のようなクレームを受け付ける窓口を作り、第三者機関を何らかの形で入れた方が良い。
- ・ オープンデータにするかどうかを各課が判断するとなると出したときのリスクを各課が負うことになり、どうしても出さない方向に振れてしまう。仕組みを作っておくことが重要である。
- ・ ダッシュボードを公開する際は、神戸市のメッセージ性が加わることから、第三者に見てもらうなど客観的に確認する仕組みがある方が良い。

(3) その他の議論（匿名加工情報^{※16}の有用性について）

- ・ 東京大学 EBPM プロジェクトの匿名加工情報（※）は、総務省にも見解を伺いながら匿名化の手順を作成し、実際に自治体から税情報に基づく所得情報を集め分析につなげる実績ができています。これまで、税情報を外部利用する事例はほぼなかったことから、個票に近い形で外部利用した点では、大きな実績だと考えています。
- ・ 学術研究が目的であれば、個人情報の利用は認められる自治体は多いが、税情報については、実際には出してもらえないので、こうした匿名加工が必要になっていると思われる。
- ・ 税以外のデータについても、様々なユースケースがあり、こうした匿名加工情報であったとしても、個票ベースで取り扱うことができるのであれば、研究に非常に役立つ行政データがあると思われる。カナダの東オンタリオ小児病院で、児童の医療情報を匿名化したうえで、研究者や民間に提供し、研究・創薬などに使用したケースがある。こうした匿名加工情報は、学術研究などに非常に役立つと確信している。

※ 東京大学 EBPM プロジェクトが用いている具体的な匿名加工の手順

- ① 氏名、個人番号（いわゆるマイナンバー）、住所等を事前に削除
- ② 特異な世帯（多子世帯等）の世帯番号の秘匿
- ③ 宛名番号、世帯番号のハッシュ化
- ④ 宛名番号をキーにして、複数年のデータを結合
- ⑤ 所得、賦課額等のトップコーディング（上位1%）
- ⑥ 生年月日の月単位への丸め（※前日に変換）
- ⑦ 生年月、性別、郵便番号について、「3 - 匿名性」を判定し、満たさないものは、満たすまで秘匿化
- ⑧ 各世帯番号（のハッシュ値）について、50%の確率でのランダムサンプリング

(用語集)

※1 行政データ	行政の活動を通して収集される膨大な量のデータ（個人情報含む）。
※2 ダッシュボード	自動車の計器盤のように、複数のデータを可視化し概要をまとめ、集計値や表、地図、グラフなどで一覧できるようにした画面のこと
※3 センシティブ	一般的には「敏感な」「傷つきやすい」という意味で使われる。ここでは、「偏見の惹起に繋がるリスク」「市民の権利利益が害されるリスク」があるものといった、扱いに細心の注意を要するという意味合いで使用している。
※4 オープンデータ	次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。 ①営利目的、非営利目的を問わず、二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの (参照：オープンデータ基本指針)
※5 抽象加工データ (仮名加工情報)	「個人情報」を加工して、加工のもととなる「個人情報」の一部を削除または他の記述に置き換えることで、ほかの情報と照合（照らし合わせ）しないと特定の個人を識別することができないようになったデータ。第三者提供は原則禁止されている。
※6 統計加工データ (統計情報)	「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」と定義される。「集計」後のデータである点で「匿名加工情報」と異なる。一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものである。もっとも、統計情報のサンプルが非常に少ない場合や、項目の定義によっては、個人が特定できてしまう可能性もあるため、注意する必要がある。この「統計情報」については、個人データ(個人情報)でも匿名加工情報でもないため、本人の同意なく第三者提供も可能となる。
※7 秘匿化 (秘匿処理)	統計調査の集計結果表を作成する際、ある区分に該当する客体数が少なく、その結果、数値を公表することにより、調査客体の個別の情報が判明してしまう恐れがある場合は、該当するセルを実際の数値ではなく別の値に置き換える・非表示にするなど、秘匿処理を行っている。
※8 アクセス権	システム登録利用者や利用者グループに対して設定される、そのシステムの管理する資源を使用する権限のこと
※9 LGWAN 環境	都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワーク（庁内LAN）を相互接続し運用されている高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークで、インターネット環境とは完全に分離されている。
※10 要配慮個人情報	不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法に定められた情報である。(1)人種、(2)信条、(3)社会的身分、(4)病歴、(5)犯罪の経歴、(6)犯罪により害を被った事実等のほか、(7)身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、(8)健康診断その他の検査の結果、(9)保健指導、診療・調剤情

	報、(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の 手続が行われたこと、(11)本人を非行少年又はその疑いがある者として、 保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと、(12)遺伝 子検査結果等のゲノム情報、が該当する。
※ ¹¹ クロス集計	与えられた多量のデータのうち、2つないし3つ程度の項目に着目して、デ ータの集計や分析を行うこと
※ ¹² 照合の容易性	通常の業務における一般的な方法で他の情報と容易に照合することができ ること。個人情報、特定の個人を識別できる情報であるがそれよりもやや 広い。他の情報と照合(連結)すれば、容易に個人を特定できる、というもの も含まれる。実際には、他の情報と連結して個人を識別できるのが「容易か どうか」がはっきりしないこともある。基準としては、通常の業務の中の一般 的な方法で個人を特定できる(連結できる)か、どうかで判断することになる。
※ ¹³ アクセスログ	ある機器やソフトウェアに対する人間や外部のシステムからの操作や要求な どを、一定の形式で時系列に記録したもの
※ ¹⁴ データリテラシー	「データの読み書き能力」のこと。データの内容を理解し、活用すべきデー タを選んで分析し、その結果を正しく解釈する能力のこと
※ ¹⁵ EBPM	Evidence Based Policy Making の略で、直訳すると、エビデンス(証 拠)に基づく政策形成(立案)である。一般的には、現時点でもっとも信 頼できるエビデンス(データや科学的な証拠)を最大限活用して、政策的 な意思決定を行うこととされる。
※ ¹⁶ 匿名加工データ (匿名加工情報)	個人情報を、特定の個人を識別できないようにかつ復元することもできな いように加工して作成された情報である。例えば、個人情報データベースから、 氏名を削除したり、住所や生年月日などを抽象化することで、特定の個人 を識別できないように加工して作成される。「匿名加工情報」は、本人の同 意なく第三者へ提供することが可能だが、その取り扱いについては、事業者 に一定の義務が課される(個人情報保護法 43 条～46 条)。

行政データの利活用に関する有識者会議 開催経過

	開催日	議論した内容
第1回	令和4年5月24日(火)	(1) 庁内における行政データの利活用について (2) 行政データの利活用に関する他都市などの有効な事例について (3) オープンデータについて
第2回	令和4年7月5日(火)	(1) 前回(第1回)の内容についての追加のご意見 (2) 前回会議を受けて変更した神戸市の考え方について (3) 内容がセンシティブの恐れがあると判断された区より小さいエリアの集計結果を共有する場合の留意点について (4) 守秘義務のある職員の間での共有基準と、守秘義務のない市民への公開基準について (5) 匿名加工データの学術研究・民間での活用について (6) 匿名加工データの庁内利用について
第3回	令和4年8月8日(月)	(1) ダッシュボードの庁内共有の基準(案)など (2) 中間報告書(案)について

(参考資料)

1. 開催要綱
2. 名簿
3. 会議資料 (第1回、第2回、第3回)